

議案第6号

鶴ヶ島市行政組織条例の一部を改正する条例について

鶴ヶ島市行政組織条例（平成3年条例第31号）の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和4年2月22日提出

鶴ヶ島市長 齊藤芳久

提 案 理 由

新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえつつ、第6次鶴ヶ島市総合計画に掲げた施策を確実に前進させるための組織体制を構築するため、分掌事務を整備したいので、この案を提出するものである。

鶴ヶ島市行政組織条例の一部を改正する条例

鶴ヶ島市行政組織条例（平成3年条例第31号）の一部を次のように改正する。

第1条第4号を次のように改める。

(4) 福祉部

第1条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 健康部

第2条中「前条第1項」を「前条」に改め、同条第1号に次のように加える。

コ 情報システムの総合調整に関すること。

第2条第2号に次のように加える。

キ 危機管理の総合調整に関すること。

ク 防災に関すること。

第2条第3号中エ及びオを削り、カをエとし、キからコまでをオからクまでとし、同条第4号を次のように改める。

(4) 福祉部

社会福祉に関すること（健康部の所管に属するものを除く。）。

第2条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 健康部

ア 健康づくりに関すること。

イ 高齢者福祉に関すること。

ウ 国民健康保険に関すること。

エ 国民年金に関すること。

オ 後期高齢者医療に関すること。

カ 介護保険に関すること。

キ 保健に関すること。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(鶴ヶ島市議会委員会条例の一部改正)

2 鶴ヶ島市議会委員会条例(昭和31年条例第8号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表文教厚生常任委員会の項中「健康福祉部」を「福祉部、健康部」に改める。

(鶴ヶ島市児童福祉審議会条例の一部改正)

3 鶴ヶ島市児童福祉審議会条例(昭和52年条例第3号)の一部を次のように改正する。

第7条中「健康福祉部こども支援課」を「福祉部こども支援課」に改める。